

枚方市条例第 39 号

枚方市附属機関条例の一部を改正する条例

枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表1の表枚方市生活保護受給者等就労支援事業者選定審査会の項の次に次のように加える。

枚方市総合 計画等策定 支援業務事 業者選定審 査会	枚方市総合計画及び枚方市まち・ ひと・しごと創生総合戦略の策定 支援業務を委託する事業者の選定 に関する審査	5人 以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 経理に関する専門的知識 を有する者	答申 の日 まで
--	---	----------	---	----------------

附 則 [令和7年12月10日公布]

この条例は、公布の日から施行する。